

「6-1. 二輪車へのアンチロックブレーキシステム(ABS) ／コンバインドブレーキシステム(CBS)の装備義務付け」

● 適用範囲

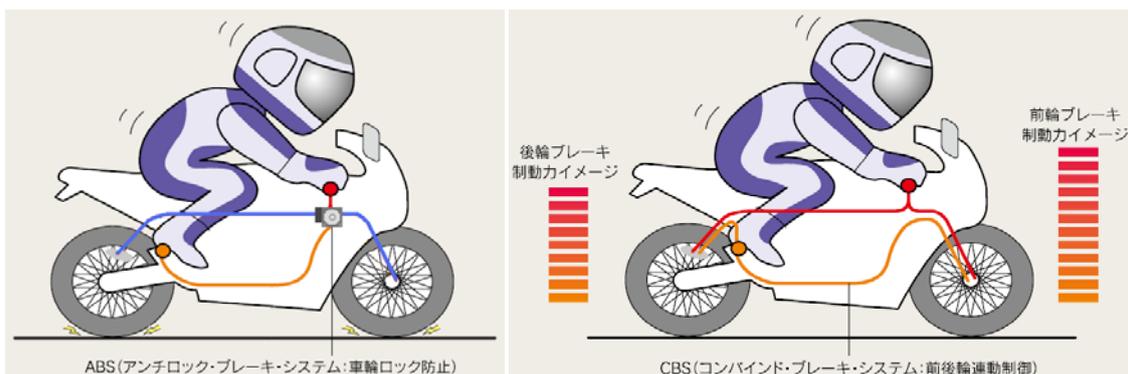
二輪自動車(側車付二輪自動車を除く)及び第二種原動機付自転車
※トライアル二輪自動車等を除く。

● 改正概要

- 二輪自動車には、「二輪車等の制動装置に係る協定規則(第 78 号)」の技術的要件に適合するアンチロックブレーキシステム(ABS)を備えなければならないこととする。
- 第二種原動機付自転車には、「二輪車等の制動装置に係る協定規則(第 78 号)」の技術的要件に適合するアンチロックブレーキシステム(ABS)又はコンバインドブレーキシステム(CBS)を備えなければならないこととする。

(装置の定義)

- ◇ アンチロックブレーキシステム(ABS): 走行中の車両の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置。
- ◇ コンバインドブレーキシステム(CBS): 複数の車輪の制動装置を単一の操作装置によって作動させることができる装置。



二輪車の ABS/CBS のイメージ(左:ABS、右:CBS)

(注意事項)

- ✓ アンチロックブレーキシステム(ABS)は、緊急時に強いブレーキを掛ける際や濡れて滑りやすくなっている路面でのブレーキの際等に車輪のロックを防止することで、運転者が転倒を恐れずに最適なブレーキを掛けることができるシステム。
- ✓ また、コンバインドブレーキシステム(CBS)は、前後輪のブレーキを連動させることで、運転者

のブレーキ操作力の前後配分が不十分であった場合等でも適切な制動力が得られるシステム。

- ✓ いずれのシステムも、運転を支援するための装置であり、ブレーキそのものの性能を向上させたり、あらゆる状況の下で有効に機能するものではなく、機能にも限界があるため、システムを過信することなく、運転者自身による安全運転を心掛ける必要あり。

- 改正時期

- 平成 27 年 1 月 (予定)

- 適用時期

- 新型車 : 平成 30 年 10 月 1 日以降 (予定)

- 継続生産車 : 平成 33 年 10 月 1 日以降 (予定)